

## 沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

### 1 目的・趣旨

沼津市立病院は、患者給食業務の全部委託を昭和 63 年度より実施しています。

本業務は、栄養管理のなされた安全で衛生的かつ、おいしい食事を経済性に配慮して提供しなければならないことから、業務の実施にあたっては、十分な経験によるノウハウや栄養管理や衛生管理などの高度な専門性が求められるとともに、有能な人材の配置や安定した給食運営を提供しつつ、最小の経費で最大の効果を発揮する効率的な業務体制が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

### 2 契約の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託                  |
| (2) 業務内容 | 別紙「沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託<br>公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで      |
| (4) 契約金額 | 契約上限額 434,666,034 円（消費税及び地方消費税を含む）     |

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院施設課（〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地）

担当 小澤、川口

電話 055-924-5100 FAX 055-924-5128

E-mail nh2451.shisetu@bz01.plala.or.jp

### 4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 22 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 一般社団法人「医療関連サービス振興会」による「医療関連サービスマーク制度」において、「院内調理等患者給食」の認定を受けていない者
- (7) 過去 5 年間 (平成 29 年度から令和 3 年度まで) において、3 年以上継続して許可病床 300 床以上の病院における患者給食業務の受託実績を有しない者
- (8) 平成 29 年 4 月 1 日以降において、食品衛生法の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けている者
- (9) 公益社団法人「日本メディカル給食協会」の会員でない者、又は、受託業務の遂行が困難になった場合の業務代行保証が確認できない者

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 5 年 1 月 13 日(金) 当院ホームページに掲載
2	現場見学	令和 5 年 1 月 27 日頃を予定 ※1月 20 日(金) までに電話で申し込みしてください。
3	質問受付	令和 5 年 1 月 31 日(火) 17 時までに電子メールで
4	質問回答	令和 5 年 2 月 6 日(月) 17 時までに当院ホームページに掲載
5	プロポーザル参加申込	令和 5 年 2 月 8 日(水) 17 時必着
6	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和 5 年 2 月 14 日(火) 17 時までに電子メールで
7	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和 5 年 3 月 3 日(金) 17 時必着
8	選考会	令和 5 年 3 月中旬 予定 (詳細日程は、別途参加者に通知します。)
9	選定結果の通知	令和 5 年 3 月中旬 予定
10	契約締結	令和 5 年 4 月中 予定

## 6 現場見学

調理場(患者厨房)の見学を希望する場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」に電話にて連絡し、「沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託現場見学申込書(様式 9)」を提出してください。

調理場に立ち入る人数は1事業所につき2名までとします。また、調理場に立ち入る方は事前に保菌検査を行い、当日、検査結果を持参してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、陰性であることの証明の提出や、やむを得ず中止することもあります。

## 7 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市立病院ホームページ上で回答を掲載する。

## 8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

### (1) 参加申込書 1部(様式1)

### (2) 同種業務実績表 1部(様式2)

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付

### (3) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

### (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

### (5) 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

### (6) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

①沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

②沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)

③国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

### (7) 一般社団法人「医療関連サービス振興会」による「院内調理等患者給食」の医療関連サービスマーク認定証書の写し(最新の物)

### (8) 公益社団法人「日本メディカル給食協会」の会員であることを証明する書面、ま

または、受託業務の遂行が困難になった場合の業務代行保証を受けることが確認できる書面

## 9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、沼津市立病院にその理由の説明を求めることができる。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式6）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤参考見積書（様式8）

### (2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを9部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

### (3) その他、注意事項

- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き10ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、1食当たりの金額を記載すること。

⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

## 11 提案する内容

別紙「沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託 公募仕様書」に基づき、下記のことについて①から順番に提案を行うこと。（審査表の審査項目を参照）

### ①業務管理体制

#### ア 連絡体制等

・事業者及び現場責任者と病院側との連絡体制、給食委員会への参加など

#### イ 人員の適正配置

・委託期間中の人員配置について、下記の「【今回提案配置人数】」に基づき、実施体制調書（様式7）を作成すること。

・実施体制調書（様式7）に記載した配置予定者を全て記載した1日の勤務スケジュールを作成し、各人の役割（役職）、雇用区分（正規・非正規）、勤務区分（常勤・非常勤）を記載すること。

#### 【今回提案配置人数】

役割（役職）	人員	必要とする資格・経験等	現行配置人数
業務責任者	1人	常勤とする。 患者給食経験年数5年以上を有する管理栄養士、栄養士又は調理師とする。	1人
副業務責任者	1人	常勤とする。 患者給食経験年数3年以上を有する管理栄養士、栄養士又は調理師とする。	1人
管理栄養士・ 栄養士 又は調理師	必要数	常勤の社員とし、過半数は患者給食経験年数2年以上の者	8人
調理員	必要数	社員に準ずるものとし、フルタイム マー又はパートタイマーとともに 円滑な業務ができるもの	17人

- ウ 従業員の研修体制及び健康管理体制
  - ・役割（役職）別の研修内容及び回数
  - ・健康診断の内容や回数
  - ・業務前の健康チェックなどの内容
  - ・腸内細菌検査の内容や検査回数

## ②給食業務体制

### ア 食材の品質や衛生管理

- ・食品の納品や検収、保管管理体制における事業者の考え方やその実施方法について
- ・調理室や調理器具等の衛生管理の体制や内容について

### イ 患者満足度を高めるための工夫、食材の購入方法

- ・調理や盛り付け、新メニューの開発などで工夫している点
- ・食材の購入に際し配慮していること（品質や価格、発注先の工夫等）

## ③危機管理体制

### ア インシデント・アクシデント防止策及び発生時の対応について

- ・食中毒対策及び発生時のマニュアルや代行保証体制及び過去に発生させ行政処分を受けた事象の対応とその後の改善事項や従業員教育などについて
- ・過去に発生させた禁忌食やアレルギー食、異物混入などのインシデントの発生率と実際の対処実績について
- ・インシデント・アクシデント等発生に係るペナルティに関する考え方（具体的に記載してください。例：管理費減額の受入れなど）

### イ 災害時など不測の事態への対応

- ・地震等、災害発生時の給食の供給体制、支援体制、日常の訓練等について
- ・感染症の流行時などにおける代替えの従業員の確保について

## ④受託準備体制

- ・工程表（別紙6）に契約者選定から業務委託開始までの準備業務の実施項目とスケジュールについて記載すること。
- ・工程表（別紙6）には、業務委託開始後の実施項目と年間スケジュールについても記載すること。

## ⑤見積価格・食材費

### 参考見積書（別紙8）について

- ・消費税及び地方消費税を抜いた金額で記載すること。

・概算業務価格（上限価格）

契約期間である令和5年8月1日～令和8年7月31日における本業務の概算業務価格（上限価格）は、患者給食と院内保育所給食の合計で434,666,034円（税込）であり、かつ、月額10,976,415円（税抜）を超えない価格内での提案を行うこと。

（参考）令和元年4月から令和4年11月までの実績食数

区分		令和元年度 (4～3月)	令和2年度 (4～3月)	令和3年度 (4～3月)	令和4年度 (4～11月)
患者給食	一般食	118,144食	106,323食	97,469食	63,571食
	特別食	98,746食	82,221食	88,128食	55,240食
	濃厚流動食	694食	718食	545食	460食
	調乳	2,096リットル	1,751リットル	1,537リットル	1,080リットル
	産後おやつ	1,506食	1,488食	1,351食	845食
	小児おやつ	2,063食	1,252食	1,239食	806食
	検査食	239食	230食	172食	135食
	産後一般食	3,590食	3,923食	3,545食	2,302食
	出産お祝い膳	229食	244食	218食	136食
院内 保育所 給食	朝食	68食	119食	70食	24食
	午前間食	4,005食	4,194食	2,096食	1,608食
	昼食	3,959食	4,066食	2,338食	1,727食
	午後間食	3,975食	4,106食	2,192食	1,707食
	夕食	283食	190食	131食	72食

## 12 選考

### （1）選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市立病院患者及び院内保育所給食業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。

### （2）評価項目

別表「評価項目」のとおり。

### （3）選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。

なお、パソコン、プロジェクタ・スクリーンは沼津市立病院で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

### 13 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市立病院ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、沼津市立病院にその理由の説明を求めることができる。

### 14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に会場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

### 15 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市立病院ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (4) 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和5年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

### 16 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

## 17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 18 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目	配点	合計配点	
(1) 基本的事項 (業務管理体制)	①事業者及び現場責任者と綿密な意志疎通が図られ、業務を円滑に進められる体制であるか	5	25
	②適正な人員配置がされているか ・配置予定者の経験、専門性、資格の有無 ・適正な配置人数 ・会社のサポート体制	10	
	③従業員の研修と健康管理体制は適切か	10	
(2) 給食業務体制	④食材の品質や衛生管理は適切であるか ・食品の納品や収蔵保管管理体制 ・調理室や調理器具等の衛生管理体制	10	25
	⑤患者満足度を高める献立、新メニューの開発や盛り付けの工夫、食材料の購入（品質や無駄のない発注等）に対し配慮されているか	15	
(3) 危機管理体制	⑥禁忌、アレルギー食材の防止対策や異物混入などインシデント等の防止対策は適切であるか。 また、インシデント等が発生した後の再発防止策は適切であるか。	15	30
	⑦・災害時など不測の事態にも給食を供給できる体制があるか ・感染症の流行時など代替えの従事者を確保できる体制があるか	15	
(4) 受託準備体制	⑧業務執行過程が準備期間を含めて明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	10
(5) 見積価格・食材費	⑨見積価格について 次の（ア）と（イ）の合計のうち数値が小さい方を高評価とする。 （ア）総額の評価＝当該見積額/最低見積額 （イ）食材費の評価＝（最高見積額/当該見積額）× 2 1位（最小）：10点、2位：5点、3位以下：3点	10	10
合計（評価点）		100/100	

ただし、合計点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。